

共用車（乗用車）仕様書

1 車 種	デリカ D：5（三菱自動車工業） ノア・ヴォクシー（トヨタ自動車）※同等品可 セレナ（日産自動車）
2 形 状	ミニバンタイプ（４ドア以上）
3 同等品条件	(1) ハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル自動車であること。 (2) 総排気量：1,433 cc以上 (3) 燃料：ガソリン又は軽油 (4) 駆動方式：四輪駆動又は電気式四輪駆動 (5) トランスミッション：オートマチック (6) 車色：シルバー系 (7) 車体寸法：全長 4,690 mm以上 ：全幅 1,695 mm以上 ：全高 1,875 mm以上 (8) 乗車定員：７人以上 (9) シ ー ト：３列 (10) 環境仕様：クリーンディーゼル自動車は、平成 21 年排出ガス基準適合かつ平成 27 年度燃費基準を達成しているものであること。 (11) 寒冷地仕様であること。 ※同等品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、封入した入札書とともに同等・規格確認書（原本）を提出すること。
4 年式指定	令和 7 年以降（新規登録）
5 装備・付属品等	(1) 抗菌・防臭加工 (2) エアコン (3) エアバッグ (4) カーナビゲーションシステム（テレビ機能なし、一体型 2DIN 以上） (5) ドライブレコーダー（前・後方カメラタイプ、200 万画素以上、記憶媒体 32 GB 以上） (6) AM/FM ラジオ (7) 後退時車両直後確認装置（バックカメラ等） (8) ドアバイザー 一式

	(9) フロアマット 一式 (10) ウィンターブレード (11) 夏用タイヤ・アルミホイール純正品 (12) 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ：日本製であること）・アルミホイール純正品 (13) タイヤパンク応急修理キット・標準工具一式
6 借受期間	令和7年9月1日～令和12年8月31日（60 か月）
7 リース料に含む項目	1.登録納車諸費用 2.自動車取得税 3.自動車重量税 4.自動車賠償保険 5.自動車税 6.任意保険 7.車検 8.法定定期点検 9.定期点検（6 か月） 10.事故修理（補充を含む） 11.一般修理・一般消耗部品交換 12.オイル・油脂類交換 13.バッテリー交換 14.夏・冬タイヤ必要数（交換業務） 15.各種点検、修理（事故時も含む）時の代替車
7 納入期限	令和7年9月1日 （納入に際しては、車両管理係と打合せのうえ、納入すること）
8 借受台数	2 台
9 引渡場所	札幌市役所総務局行政部庁舎管理課（札幌市中央区北2条西1丁目）
10 検査場所	上記「9 引渡場所」と同じ
11 保管場所	札幌市役所庁舎車庫内
12 保険加入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。 ・年齢制限：無制限 ・対人保険：無制限 ・対物保険：無制限（免責額なし） ・搭乗者保険又は人身傷害保険：1,000 万円 ・車両保険：時価（免責額なし） ・札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。 (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
13 メンテナンス等	(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12 カ月法定点検を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。 (2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。 (3) オイル交換は半年ごとに行うこと。

	(4) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。 (5) カーナビゲーションシステムは、借受期間中に 1 回以上更新すること。 (6) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは 3 シーズンを目途に新品のタイヤを手配すること。 (7) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。 (8) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。
14 費用負担	(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウウォッシャー液等の消耗品は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。 (2) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。
15 その他	(1) 契約書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。 (2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。 (代車については、業務に支障のない範囲で上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める場合がある。) (3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引き取ること。 (4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。 (5) 同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札書提出期限までに間に合わないことがあるため、確認に要する時間を考慮して、発注課へ同等品の確認をすること。
16 担当課	札幌市役所行政部庁舎管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 B1F） 担当：菅原 電話：011-211-2055